

# ◆ 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)に関するよくあるお問合せ【後期】

和歌山県営業時間短縮要請協力金に係る対象期間を  
令和4年2月5日(土)から2月27日(日)までを【前期】  
令和4年2月28日(月)から3月6日(日)までを【後期】として取り扱います。

## 1. 全般(概要)

問 1 まん延防止等重点措置の延長はいつまでですか。

当初は令和4年2月5日(土)0時から2月27日(日)23時59分までとなっていましたが、3月6日(日)23時59分まで延長されました。

問 2 後期の要請対象地域を教えてください。

県内全市町村が対象です。

問 3 協力金の支給要件等は前期から変わりますか。

協力金の支給要件や計算方法に変更はありません。

問 4 後期開始日(2月28日)から時短や休業をしようと思うが、協力金の対象になりますか。

2月28日から3月6日までの全期間を通して営業時間短縮等の支給要件を満たしていただいた場合は、協力金の対象となります。期間中に、1日でも営業時間短縮又は休業にご協力いただけない日がある場合は、協力金の対象外となります。なお、準備期間はありませんので、ご注意ください。

項目	認証店 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)		非認証店
	要請 ①	要請 ②	
営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業	
通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)	
酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない (酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)	
感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること		
その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること		
協力金 (売上高方式)	2.5万円～7.5万円/日	3万円～10万円/日	
対象店舗	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗(結婚式場等を含む)ただし、下記の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗</li> <li>× ケータリング等のデリバリー専門の店舗</li> <li>× イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店</li> <li>× 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)</li> <li>× ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としない場合等を除く)</li> <li>× 飲食スペースを有さないキッチンカー</li> <li>× ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合</li> <li>× 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合</li> <li>× 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合</li> </ul> <p>(飲食店営業許可証に「露店」と記載されているものうち営業所在地が「県内一円」など地域であるもの。実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。)</p> <p>※結婚式場等を要請の対象とします。</p>		

問 5 まん延防止等重点措置の延長に伴い、営業時間短縮実施チラシ又は休業実施チラシはどのように記載すればいいですか。

すでに掲示しているチラシの実施期間の終了日を手書き等で修正して活用してください。申請の際は、その修正いただいたチラシの写真を提出いただくことになります。

修正例	
-----	---

問 6 前期のみ、後期のみ協力した場合でも、協力金の支給対象になりますか。

今回の要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、全期間を通じて要請へのご協力をお願いするものです。なお、要請を受けた者が、正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、県は、同条第3項により措置命令を行うとともに、第5項によりその店舗名称等を公表する場合があります。（要請については、和歌山県危機管理局（TEL 073-441-2275）へお問い合わせください）

協力金については、事情により前期のみ協力いただいた場合は、2月5日（準備等のため間に合わない場合は2月8日）から2月27日までの協力日数が、協力金の支給対象となります。また、事情により後期から協力いただいた場合は、2月28日から3月6日までの7日分が支給対象となります。

問 7 認証店で通常の営業時間が21時を超えている店舗で、前期は21時までの営業時間短縮をしていた。後期から20時までの営業時間短縮に変更することはできますか。

認証店の協力内容の変更は、2月28日の後期開始日においてのみ可能です。それ以後、変更はできません。2月28日から20時までの営業時間短縮で、酒類の提供を自粛していただいた場合の協力金の金額は、1日当たり3万円～10万円となります（売上高方式で計算した場合）。一方で、やむを得ず、2月28日の後期開始日での変更ではなく、3月1日から3月6日までの間に20時までの営業時間短縮に変更した場合は、1日当たりの協力金の金額は、2月28日から3月6日までの全期間を通じて2.5万円～7.5万円となります（売上高方式で計算した場合）。協力内容を変更した場合は、「21時までの営業時間短縮実施チラシ」と「20時までの営業時間短縮実施チラシ」の両方を掲示してください。

問 8 通常の営業時間が21時を超えている認証店で、前期は21時までの営業時間短縮をしていた。後期から休業に変更することはできますか。

営業時間短縮から休業に変更することは可能です。2月28日から休業に変更した場合、協力金の金額は、1日当たり3万円～10万円となります（売上高方式で計算した場合）。ただし、やむを得ず、2月28日の後期開始日の変更ではなく、3月1日から3月6日までの間に休業に変更した場合は、1日当たりの協力金の金額は、2月28日から3月6日までの全期間を通じて2.5万円～7.5万円となります（売上高方式で計算した場合）。協力内容を変更した場合には、「21時までの営業時間短縮実施チラシ」と「休業実施チラシ」の両方を掲示してください。

問 9 通常の営業時間が21時を超えている認証店で、前期は当初21時までの営業時間短縮を選択し、途中から休業に変更した。後期は全期間休業した。この場合の協力金の計算はどうなりますか。

協力金の金額は、前期が1日当たり2.5万円～7.5万円、後期が1日当たり3万円～10万円になります（売上高方式で計算した場合）。

問 10 通常の営業時間が21時を超えている認証店で、前期は当初21時までの営業時間短縮を実施し、途中から20時までの営業時間短縮に変更した。後期は全期間20時までの営業時間短縮を実施した。この場合の協力金の計算はどうなりますか。

協力金の金額は、前期が1日当たり2.5万円～7.5万円、後期が1日当たり3万円～10万円になります（売上高方式で計算した場合）。

問 11 後期の1日あたりの売上高の計算方法について詳細を教えてください。

（中小企業で売上高方式を選択した場合）  
次のいずれかの方法で、「1日あたりの売上高」を計算してください。  
なお、1日あたりの売上高を算出する際の営業日数は、定休日も含めて計算します。  
※月単位方式を選択する場合、参照月が前期と異なりますので、ご注意ください（前期：2月、後期：2月と3月）。

選択方式	1日あたりの売上高の計算
時短要請期間方式	2019年2月28日から同年3月6日までの売上高÷7日
	2020年2月28日から同年3月6日までの売上高÷8日
	2021年2月28日から同年3月6日までの売上高÷7日
月単位方式	2019年2月と3月の売上高÷59日
	2020年2月と3月の売上高÷60日
	2021年2月と3月の売上高÷59日
年単位方式	2019年、2020年又は2021年のそれぞれの事業年度の売上高÷365日又は366日

※前期分の1日あたりの売上高の計算方法は、よくあるお問合せ【前期】の間50参照